

加須市ゼロカーボンシティ推進協議会設置要綱（案）

（設置）

第1条 2030年度の二酸化炭素削減目標及び2050年カーボンニュートラル・脱炭素社会の実現に向けて、「加須市地球温暖化防止実行計画（区域施策編）ゼロカーボンシティ「かぞ戦略」（以下「計画」という。）」の推進を図るため、加須市ゼロカーボンシティ推進協議会（以下「推進協議会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 推進協議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- （1） 当該実行計画（区域施策編）の進行管理、見直し、推進等に関すること。
- （2） 市のゼロカーボン推進に関すること。
- （3） その他カーボンニュートラル・脱炭素社会の実現に関すること。

（組織）

第3条 推進協議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- （1） 知識経験を有する者
- （2） 学識経験を有する者
- （3） 市内の公共的団体等の代表者
- （4） 事業者
- （5） 市以外の関係行政機関の職員
- （6） その他市長が必要と認める者

3 委員のほかにオブザーバーを置くことができる。

4 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 推進協議会に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進協議会は、会長が招集し、その議長となる。

2 推進協議会は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 推進協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 推進協議会は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

5 委員長は、特に必要があると認めた場合又は急を要する場合は、書面による決議とすることができる。

(庶務)

第6条 推進協議会の庶務は、環境安全部環境政策課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進協議会の運営に関し必要な事項は、会長が推進協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 年 月 日から施行する。

加須市ゼロカーボンシティ推進協議会委員構成団体等一覧（案）

（敬称略、順不同）

No.	氏 名	所属団体等（役職）	選出要件	備 考
1		平成国際大学	学識経験	市環境審議会委員
2		埼玉大学 社会変革研究センター	学識経験	
3		加須市校長会	市内の公共的団体等の代表者	
4		加須市リサイクル推進連絡会	市内の公共的団体等の代表者	
5		加須市くらしの会	市内の公共的団体等の代表者	
6		加須・大利根工業団地協議会	市内の公共的団体等の代表者	
7		豊野台テクノタウン工業団地連絡協議会	市内の公共的団体等の代表者	
8		加須市環境保型農業推進協議会	市内の公共的団体等の代表者	
9		加須青年会議所	市内の公共的団体等の代表者	
10		金融機関：埼玉りそな銀行加須支店	事業者	
11		電力：東京電力㈱パワーグリッド春日部支社	事業者	
12		運送：朝日自動車	事業者	
13		運送：東武鉄道	事業者	
14		運送：埼玉県トラック協会 加須支部	事業者	
15		I T ・ 通 信：N T T ドコモ	事業者	
16		埼玉県東部環境管理事務所	市以外の関係機関の職員	市環境審議会委員
17		埼玉県環境科学国際センター	市以外の関係機関の職員	市環境審議会委員
18		埼玉県立不動岡高等学校	その他市長が認める者	高校生
19		調整中		
20		調整中		
※		埼玉県 環境部 温暖化対策課	オブザーバー	
※		環境省 関東地方環境事務所 職員	オブザーバー	
※		環境省 脱炭素まちづくりアドバイザー	オブザーバー	